基本事務事業

6.「火災を予防し、火災が発生しても被害を最小限に 食い止める環境をつくる」

○この基本事務事業の上位の目的(「後期基本計画」の位置づけ)

「火災等の災害から市民生活を守ります」

・めざしたい将来像

市民一人ひとりが火災を発生させないようにするとともに、地域と行政で連携して、火災等による被害が少ない安全・安心なまちを実現します。

・めざそう値

| | 13 年度 | 19年度 | 21 年度 | 25 年度 | 32 年度 |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 出火率(火災件数/対人口1万人) | 3.7 | 2.6 | 2.4 | 2.4 | 2.4 |
| | (13年) | (19年) | (21年) | | (32年) |
| | | | | | |
| 住宅用火災警報器の設置率 | _ | _ | 59.2% | 70% | 90% |
| | | | | | |

・現状と課題

●火災予防対策

火災予防対策については、目まぐるしく変化する社会情勢の中、過去の火災を教訓として、防火管理制度、 消防用設備等の設置・維持管理基準、消防同意・立入検査など消防法令の整備を進めながら国を挙げて推進 してきました。そのような中、近年、防火対象物の多様化により、火災の状況も複雑化、多様化しています。

また、全国における住宅火災による焼死者は、平成17年に1,220人(放火自殺者を除く)と過去最多となっていましたが年々減少の傾向にあり平成21年には、1,023人となりました。

本市における焼死者は、過去10年の放火自殺者を除く平均は4.0人、過去5年の同平均は4.2人と横ばいにあるものの、今後本格的な高齢化社会を迎えるに当たり、高齢者の火災による死者発生率が高いことを踏まえると、住宅用火災警報器をはじめとする住宅防火対策は、喫緊の課題となっています。



○この基本事務事業の「目的」

市民一人ひとりが火災を発生させないようにするとともに、地域と行政で連携し、火災による被害軽減を図り、安全・安心な街づくりをする。

○この基本事務事業の「取り組み課題」

消防関係団体と消防が協働し、火災予防普及啓発や住宅用防災機器の設置促進を図る。

事業所等が消防関係法令の改正等に適合するよう、適正に指導を行う。

○この基本事務事業の「めざす成果」

火災を早く知り、早く消し、火を広げないことにより、火災による被害を最小限にする。 安心で安全な防火対象物を増やし、出火防止や被害を軽減する。

○この基本事務事業の「政策目的体系」の位置づけ 11. 施策 | 政策 Ⅲ. 基本事務事業 **火災等の災害から市民生活を** □ 火災を予防する 火災を予防し、火災が発生しても 被害を最小限に食い止める環境 守る をつくる 火災等の災害を拡大させない消防 - 都市の発展・消防広域再編に応じて適 体制を確立する 正な消防力を配置する - 消防救急無線広域化及び消防施設業 務の共同化を図る - 消防施設の機能を強化する 人的資源の効率運用を図る . 活動部隊を整備する 消防水利を整備する 災害等に迅速に対応する - 迅速的確に活動する 地域に密着した消防団が街を守る 地域の住民組織が街を守る

IV. 対象業務

⇒火災予防対策事業

- 1. 火災原因究明業務
- 2. 事業所火災予防業務
- 3. 火災予防普及啓発業務

⇒火災警戒•警備事業

- 4. 火災警戒・警備業務
- ⇒市民防火協力体制確立事業
- 5. 危険物安全協会補助金
- 6. 防火協会補助金
- 7. 幼少年女性防火委員会補助金

平成23年度

松戸市「事業優先度評価」(松戸版事業仕分け)

6.「火災を予防し、火災が発生しても被害を最小限に食い止める環境をつくる」 基本事務事業概要シート ①

| 外部環境の変化 | 内部要因 | H23予算額 |
|---|--|--------------|
| ① 市民の高齢化が進み、高齢者の火災による死者発生率が高い。 ② 市民活動が活発で市民と行政の協働の推進を求められている。 ③ 火災のない安全・安心な街が求められている。 | ① 出火原因が特定できない火災があるので、火災原因究明のための教育の機会が必要である。 ② 是正されていない対象物に対して、警告、命令等の措置を講じる。 ③ 市民の防火意識の高揚、火災予防啓発に努める。 ④ 消防関係団体との協力体制が整っている。 | 3424 (千円) |

| n o. | 業務名(所管) | 本基本事務事業における本業務の意 義・目的 | 業務内容 | 事業費(千円) | | 人員配置 | (人) (H23) | | 担当部課評価 |
|---------|--|--|--|------------|------------|-------------|-----------|--|--|
| | | | と 火災予防対策の基礎資料とするために火災原 因調査を行う。 | H21決算額 | 606 H24計画額 | 452 一般職 | 1.25 人件費 | 11,869 | 安全安心情報を積極的に発信するために、火災原因調査技術の |
| 1 | | | | H22決算額 | 610 H25計画額 | 452 再任用 | | | 強化をより一層高めて、出火防止及び被害の軽減を図った。これにより、原因不明による火災件数を平成21年と平成22年とで比較すると、14件から8件に減少することができたが、未だ原因不 |
| | | | | H23予算額 | 417 H26計画額 | 452 嘱託•臨時 | 事業費計 | 12,286 | 明の火災がある。 |
| | | 火災による被害を最小限にするため、 ①建築物·危険物施設の安全性及び消防 및 | 事業所及び危険物施設等の火災予防査察を | H21決算額 | 544 H24計画額 | 610 一般職 | 5.61 人件費 | 53,267 | 事業所及び危険物施設ごとに、それぞれに適した火災予防対策を |
| 2 | 事業所火災予防業務 | する。 ②事業所及び危険物施設等の火災予防 | 実施し、危険要素排除等の指導を行う。 事業所、危険物施設の安全性及び消防用設備 等の設置の適法性について、計画の段階から 指導し、検査を行う。 | H22決算額 | 555 H25計画額 | 610 再任用 | | | 講じているとともに、立ち入り検査等を行い、違反対象物に対して 一層の是正指導を行っている。 定期立入検査実績 平成21年度1,098件 平成22年度1,037件 |
| | | 素排除の指導する。 | IN TO CIXE CITYS | H23予算額 | 562 H26計画額 | 610 嘱託•臨時 | 事業費計 | 53,829 | |
| | | 火災予防思想の普及を図るとともに、火 | 火災を予防し、安全なまちづくりを推進するた | H21決算額 | 810 H24計画額 | 1,041 一般職 | 2.21 人件費 | 25,048 | 火災予防広報及び啓蒙活動により、火災による死者は平成21年 と平成22年を比較すると3名減少させることができた。また、住宅 |
| 3 | 火災予防普及啓発業務 | 災発生を防止し、火災による死者及び被害の軽減を図る。 | めに市民指導を行う。 火災予防広報、啓蒙活動及び住宅用火災警報 器の設置促進を行う。 | H22決算額 | 714 H25計画額 | 1,041 再任用 | 0.35 | | 用火災警報器普及促進活動をはじめとする市民指導により、、平成21年から平成23年までの住宅用火災警報器の設置率は62. 8%から69.8%に向上した。 |
| | | | | H23予算額 | 657 H26計画額 | 1,041 嘱託・臨時 | 事業費計 | 25,705 | |
| | | | 花火警備、年末年始火災特別警戒及び催事警 | H21決算額 | H24計画額 | 一般職 | 0.5 人件費 | | 火災警戒期間や催事に対して警備を実施したことで、火災警戒期 |
| 4 | | | | H22決算額 | H25計画額 | 再任用 | | | 間中における火災発生件数を平成21年15件、平成22年10件に 留めることができた。 |
| | | | | H23予算額 | H26計画額 | 嘱託•臨時 | 事業費計 | 4,748 | |
| | | 危険物施設保有の事業所として地域に密 着し、危険物火災の防止及び住民の防火 | 図 火災予防の啓蒙物品等を購入し、各種事業を 消防局と協働して行う。 | H21決算額 | 680 H24計画額 | 680 一般職 | 0.55 人件費 | | 地域貢献事業として、震災時において人命救助活動に活用できる 防災資機材を地域住民に提供している。なお、平成22年度及び |
| 5 | 厄陕彻女主励女守悟功並 | 協力体制の確立のため、火災予防事業を協働して行っている。 | | H22決算額 | 680 H25計画額 | 680 再任用 | | | 平成23年度においてはバール100本、収納袋及び収納ボックス を購入し、20事業所に配備することができた。 |
| | | mm 動して11 J C U・・・ | | H23予算額 | 680 H26計画額 | 680 嘱託·臨時 | 事業費計 | 5,902 | を構入し、20事業がに配備することが、ことに。 |
| | | | h | H21決算額 | 600 H24計画額 | 600 一般職 | 0.45 人件費 | 4,273 | 会員自らが防火に関心を抱くとともに、防火に関する運動を率先し て推進することができた。住宅用火災警報器普及のため、市内小 |
| 6 | 防火協会補助金 | 民間の防火組織として地域に密着し、地域住民の防火意識の普及啓発のため、火災予防事業を協働して行っている。 | | H22決算額 | 600 H25計画額 | 600 再任用 | | | 学校44校、全児童25,608名に住宅用火災警報器リーフレット、 町会や自治会等に対しては、ウエットティッシュ及びクリアファイル を各7,000枚、街頭キャンペーン用に各種リーフレットやうちわ |
| | | | | H23予算額 | 600 H26計画額 | 600 嘱託·臨時 | 事業費計 | 4,873 | 3,000枚を作成・配布をした。 |
| | ダンキメビの人安員女補助並 確立及び火災予防の広報が行えるように | | | H21決算額 | 508 H24計画額 | 508 一般職 | 0.21 人件費 | 1,994 | |
| 7 | | 住宅用火災警報器普及促進事業、予防広報事業を行う。 | H22決算額 | 508 H25計画額 | 508 再任用 | | | 地域で活動する各クラブが主体となり、火災予防運動、ひとり暮ら し高齢者訪問及び住宅用火災警報器普キャンペーン活動等に参 加した。 | |
| | | する。 | | H23予算額 | 508 H26計画額 | 508 嘱託・臨時 | 事業費計 | 2,502 | 平成22年度実績 参加事業44件 延べ参加クラブ員445名 |

6.「火災を予防し、火災が発生しても被害を最小限に食い止める環境をつくる」 基本事務事業概要シート②

| 外部環境の変化(地域環境 | 竟、市民ニーズ等) | 内部要因の変化(基本事務事業の目的を達成するために事 業提供側に求められる要件) | 中期的重要課題 | 中期的予算額の増減予測 |
|--------------|---------------------|---|---------|----------------------------|
| よる死者数の増加が見込 | まれる。 居する施設が、増加傾向 | ② 関係団体との協力体制をより一層整えていく。 | | 職員を育成するために予 算の増額が必要になる。 |

【基本事務事業の指標】

| 指標 | 基準値(H21) | H23 | H24 | H25 |
|------------------|----------|-----|-----|-----|
| 火災の出火率 (火災件数/対人口 | 2.4 | 2.4 | 2.4 | 2.4 |
| 1万人) | | | | |

| no. | 業務名(所管) | 業務の目的 | 指標(単位) | 基準値 (H21) | H23 | H24 | H25 | 今後の変化に対して想定される業務の課題 | 今後の業務の課題に関する対処・取り組み策 |
|-----|---------------|--|-------------------|--------------|------|------|------|--|---|
| 1 | 火災原因究明業務 | 出火防止対策を樹立させるために、火災原因の究明を行 い、予防対策の資料を作成する。 | 原因不明の火災件数(件) | 11.0 | 10.0 | 9.0 | 8.0 | 出火原因の特定できない火災を減らすため、出火原因の分析力の精度を高める必要がある。 製品火災の増加に伴い、より専門的な知識が必要とされる。 | 間 職員の火災原因究明技術の向上を図る上で研修業務及び分析力を支援する火災原因調査資機材等の整備が必要になる。 |
| 2 | 事業所火災予防業務 | 火災による被害を最小限にするため、 ①建築物・危険物施設の安全性及び消防用設備等の設置 の適法性について指導する。 ②事業所及び危険物施設等の火災予防査察により、法令 適法違反是正、危険要素排除について指導する。 | 是正率(%) | 53.0 | 55.0 | 57.0 | 59.0 | 社会的影響の大きい火災の発生ごとに法令の改正がされ、規制が複雑化しているため、専門的な知識が必要とされる。 | 法令改正に的確に対応するために指導、研修を行い、 また、是正されていない違反に対しては、適正な指導 を行い、安全で安心な対象物を増加させる。 |
| 3 | | 火災予防思想の普及を図るとともに、火災発生を防止し、 火災による死者及び被害の軽減を図る。 | 建物烧損床面積(㎡) | 29.0 | 28.0 | 27.0 | 26.0 | 住宅用火災警報器の設置率は、順調に伸びているが、設置に対する奏効事例や被害減少が確認できるので、更なる設置促進を図る必要がある。 | 被害を最小限に抑えるため、国及び千葉県で実施する住宅用火災警報器設置普及事業の施策に取り組む。 火災予防防止策として、火災原因を分析し出火防止対策に取り組む。 |
| 4 | 火災警戒・警備業務 | 火災が発生する危険性が高い年末年始等における火災の 発生の抑止を図る。 | 警備期間中の火災件数(件) | 15 | 14 | 13 | 12 | 火災警戒・警備には抑止効果があるので、継続的に実施する必要がある。。 | ※一整備を実施することで火災発生の抑止力向上を 図る。 |
| 5 | 危険物安全協会等補助金 | 危険物施設等保有の事業所として地域に密着し、危険物等の火災の防止及び住民の防火協力体制の確立のため、 危険物安全管理研修会などの事業を行う。 | 危険物施設の火災件数(件) | 0 | 0 | 0 | 0 | 危険物施設の減少から会員の減少があり、火災予防事業の減少、縮小が生じ、火災予防対策に寄与する 貢献度が低下する。 | 会員減少に伴い、当協会の活動をよく理解していただくために、広報資料を作成し、会員の加入促進を行う。 |
| 6 | 防火協会補助金 | 民間の防火組織として地域に密着し、、事業所火災の防止 及び地域住民の防火意識の普及啓発のため、ひとり暮らし 高齢者の住宅防火診断や住宅用火災警報器設置促進の リーフレット作成などの事業を行う。 | 事業所の火災件数(件) | 2 | 0 | 0 | 0 | 景気低迷に伴う会員の減少が予想され、火災予防事業の減少、縮小が生じ、火災予防対策に寄与する貢献度が低下する。 | 当協会の活動をよく理解していただくために、広報資料を作成し、会員の加入促進を行う。 |
| 7 | 幼少年女性防火委員会補助金 | 幼少年期から防火意識を根付かせるために、クラブと協働 しクラブ員に普及を図る。 | 子供の火遊びが原因の火災件数(件) | 3 | 0 | 0 | 0 | 女性の社会進出により、地域にいる機会が減少してい る状況や幼児教育の変化に伴う組織体制の見直しが 必要になる。 | 女性防火クラブについては、町会、自治会等と連携して会員の増員を促し、 幼少年防火クラブに対しては、 火災予防の情報等の提供を積極的に行い防火教育を 促進する。 |

政策11

火災等の災害から市民生活を守る

1.火災を予防する

1. 現状と課題

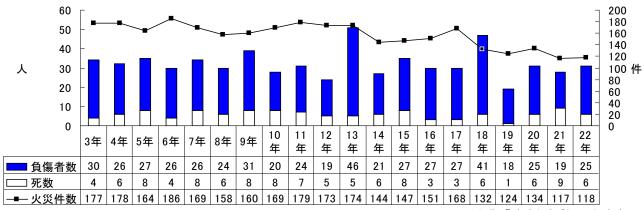
火災予防対策については、目まぐるしく変化する社会情勢の中、過去の火災を教訓として、防火管理制度、消防用設備等の設置・維持基準、消防同意・立入検査など消防法令の整備を進めながら国を挙げて推進してきました。そのような中、近年、防火対象物の多様化により、火災の状況も複雑化、多様化しています。また、全国における住宅火災による焼死者は、平成17年に1220人(放火自殺者を除く)と過去最多となっていましたが年々減少の傾向にあり平成21年には、1,023人となりました。

本市における焼死者数は、過去10年の放火自殺者を除く平均は4.0人、過去5年の同平均は4.2人と横ばいにあるものの、今後本格的な高齢化社会を迎えるに当たり、高齢者の火災による死者発生率が高いことを踏まえると、住宅用火災警報器をはじめとする住宅防火対策は、喫緊の課題となっています。

【特筆すべきニーズの変化】

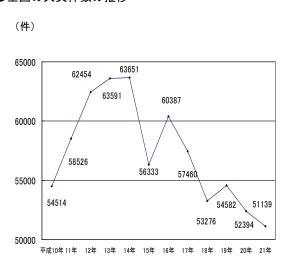
- 雑居ビルや人が集まる場所で火災に遭遇したとしても、速やかに避難できるようになっていることが望まれています(ニーズの増)
- ② 高齢者や傷病者などで移動が困難な人でも、火災に遭遇したときには速やかに避難できることが望まれています(ニーズの増)

●火災件数と死傷者数(平成3年~平成22年)

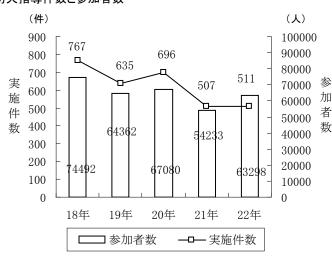


出典: 『消防年報』松戸市消防局

●全国の火災件数の推移



●防火指導件数と参加者数



出典:消防庁HP

出典:『消防年報』松戸市消防局

2. 取り組み状況

近年、本市における防火対象物数は、既存建物の老朽化による建替え等も含め、今後微増するものと思わ れます。また、各種技術の進歩等により今後も防火対象物あるいは危険物施設は、構造の多様化、管理形態 の多様化が予想されます。それぞれに適した火災予防を講じるとともに、火災原因調査技術の強化をより一 層高めて、安全安心情報を積極的に発信することにより、出火防止及び被害の軽減を図ります。

また、立入検査や防火指導などを通じて、事業所等の火災予防啓発をより一層深めるとともに、違反対象 物に対して強力な指導を行っていきます。

さらに、全ての一般住宅への設置が義務付けられた住宅用火災警報器の設置促進に向け、啓発活動に力を 注いでいきます。

【特筆すべき松戸の強み・弱み】

市民の防火意識が高く、火災が延焼しにくい環境が整備されています(強み)

●防火対象物数

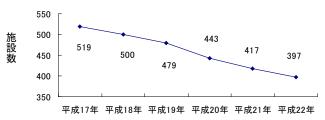
消防法第2条に定める「山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繋留され た船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物」をいい、具 体的には、劇場、百貨店、共同住宅、病院、学校、工場などが対象とな ります。



出典:『消防年報』松戸市消防局

●危険物施設数

消防法第2条に定める危険物を製造、貯蔵及び取扱をする施設 をいい、具体的には、危険物を貯蔵する工場、ガソリンスタンドなど が対象となります。



出典『消防年報』松戸市消防局

●4階以上の中高層建築物数



出典:『消防年報』松戸市消防局

●百貨店の歳末特別立入検査

歳末の繁忙期を迎えるにあたり大規模物品販売店舗の歳 末特別査察を実施いたします。消防用設備等の維持管理状 況の確認と防火管理体制の確立強化を目的として、日頃か ら防火管理に取り組んでいる社員に対し、安全管理の再認 識を行っております。



出典:予防課資料

●住宅用火災警報器



埶 式 キッチンや煙の発生する 部屋に最適です。



本市では例年、年間100件前後の建物火災が発生しています。 そのうち約70パーセントが住宅から発生し多くの住宅が焼失、時と して尊い生命が犠牲となっています。火災予防は、一人ひとりの注 意と環境の整備が必要です。

「住宅用火災警報器」は火災の早期発見に効果的です。諸外国 においては、法制化などにより死傷者の激減、焼失棟数の減少に つながっています。

消防法等の改正により「住宅用火災警報器」の設置が義務化に なっております。

6. 火災予防